

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日か翌々日に
当てる)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の辞退
保険医等の登録
新たに行おうとする土地改良事業の認可
土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
- ◇ 公 告 液化石油ガス設備士試験の実施

規 則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十五年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十七号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する

規 則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考中「過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二条第一項に規定する過疎地域」を「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則別表第一の規定は、昭和五十五年度の分担金から適用する。

告 示

鳥取県告示第七百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十一条第一項の規定

に基づき、次の指定医療機関が指定を辞退したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
藤 田 医 院	岩美郡岩美町浦富一〇三〇ノ二	昭和五十五年九月八日
藤 田 薬 局	"	"

鳥取県告示第七百四十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池 口 正 英	鳥 医 第 二、五 一 三 号	昭和五十五年八月五日
河 村 良 寛	鳥 医 第 二、五 一 四 号	"
田 中 雄 二	鳥 医 第 二、五 一 五 号	"
永 田 萬 年	鳥 医 第 一、五 一 六 号	"
妹 尾 磯 範	鳥 医 第 二、五 一 七 号	"
谷 本 要	鳥 医 第 二、五 一 八 号	"
笠 原 尚	鳥 医 第 二、五 一 九 号	"
山 崎 純 一	鳥 医 第 二、五 二 〇 号	"
竹 内 俊 介	鳥 医 第 二、五 二 一 号	"
浦 辺 美 也 子	鳥 薬 第 四 三 一 号	昭和五十五年八月六日
米 澤 郁 子	鳥 薬 第 四 三 三 号	昭和五十五年八月八日
熊 谷 紀 夫	鳥 薬 第 四 三 三 号	昭和五十五年八月十一日

鳥取県告示第七百四十三号

光徳土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(光徳西

部(西坪)地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月二十五日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十四号

昭和五十五年八月八日付けで鳥取市から申請のあつた嶋地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年八月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十五号

昭和五十五年八月八日付けで鳥取市から申請のあつた瀬地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年八月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の5の規定により、昭和55年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施する。

昭和55年 8月29日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和55年11月9日（日曜日）午前10時から午後1時50分まで

イ 場所 東伯郡東郷町中興寺378 東郷町農業協同組合

(2) 試験の科目

科 目	範 疇	問 題
液化石油ガスに関する基礎知識	1	物理及び化学の基礎知識
	2	液化石油ガスの物性
液化石油ガス設備工事に必要な機械、器具又は材料（以下「器具等」という。）に関する	1	容器及び容器バルブ
	2	調整器
	3	ガスメーター

る知識

- 4 気化装置
- 5 配管用材料
- 6 配管用工具
- 7 その他の器具等

配管理論、配管設計及び燃焼理論

- 1 配管理論
- 2 供給設備及び消費設備の設計
- 3 配管図面の作成及び管理
- 4 給排気設備の構造及び機能

液化石油ガス設備工事の施工方法

- 1 配管用材料及び工具の使用方法
- 2 硬質管の加工及び接続の方法
- 3 器具等の取付け方法
- 4 器具等の腐しよく防止の方法

供給設備及び消費設備の検査の方法

- 1 気密試験の方法
- 2 漏えい試験の方法

供給設備及び消費設備の保安に関する法令

法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14号）並びにその他関係法令

2 技能試験

技能試験は、筆記試験の合格者及び筆記試験の免除者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和55年12月7日(日曜日)午前10時から
イ 場所 東伯郡羽合町田後494-1 鳥取県経済農業協同組合連合会
倉吉支所自動車整備工場

(2) 試験科目

- ア 配管用材料及び工具の使用
- イ 硬質管の加工及び接続
- ウ 器具等の取付け
- エ 気密試験の実施
- オ 漏えい試験の実施

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課危険物係へ提出すること。

(1) 受験願書

鳥取県LPガス協会に備付けの所定の用紙によること。
なお、筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(2) 写真

受験願書出願前6月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した縦6センチメートル、横5センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受付期間

昭和55年9月1日から同月13日まで

5 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 9,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。